

令和2年第3回

定例会会議録

会 期

令和2年9月10日（木）から
令和2年9月28日（月）まで

会 議 日

令和2年9月10日（木）
令和2年9月15日（火）
令和2年9月28日（月）

東 串 良 町 議 会

令和2年第3回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和2年9月10日 午前10時05分
散 会 令和2年9月10日 午前10時39分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

3番 瀬戸山 譲一 4番 牧原 完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	宮地 利行
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	吉留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	吉永 広史	代表監査委員	児玉 愛司
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 浜屋 啓子

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第51号 東串良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第52号 東串良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第53号 東串良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第54号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 9 議案第55号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第56号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第57号 令和2年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第58号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第59号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 報告第2号 令和元年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 15 認定第1号 令和元年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第2号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第3号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第4号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第5号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第6号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第51号 東申良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第52号 東申良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第53号 東申良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第54号 令和2年度東申良町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 9 議案第55号 令和2年度東申良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第56号 令和2年度東申良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第57号 令和2年度東申良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第58号 令和2年度東申良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第59号 令和2年度東申良町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 報告第2号 令和元年度東申良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 15 認定第1号 令和元年度東申良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第2号 令和元年度東申良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第3号 令和元年度東申良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第4号 令和元年度東申良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第5号 令和元年度東申良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第6号 令和元年度東申良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

会 議 の 経 過

開 会 午前10時05分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和2年第3回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 瀬戸山譲一議員及び  
4番 牧原完治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの19日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月28日までの19日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりです
ので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情の2件は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、教  
育産業常任委員会に付託しましたので、報告します。

また議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略

します。

◆ 日程第4 同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議 長（田之畑）

日程第4 同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

東串良町池之原541番地の竹之内広臣さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了により、新たに選任するものでございます。御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 5 議案第 5 1 号 東串良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 6 議案第 5 2 号 東串良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 7 議案第 5 3 号 東串良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第 5 議案第 5 1 号 東串良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 7 議案第 5 3 号 東串良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 3 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第 5 1 号から議案第 5 3 号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第 5 1 号 東串良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業所において、3 歳に到達した翌年度に児童が教育・保育の提供を受けることができる場合は、連携施設の確保を必要とするなど関係条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第 5 2 号 東串良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等において、3 歳に到達した翌年度に児童が教育・保育の提供を受けることができる場合は、連携施設の確保を不要とするなど、関係条例の一部を改正するものでござい

## 会 議 の 経 過

ます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第53号 東串良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大のため、関係条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 8 議案第54号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第7号）
  - ◆ 日程第 9 議案第55号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - ◆ 日程第10 議案第56号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
  - ◆ 日程第11 議案第57号 令和2年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
  - ◆ 日程第12 議案第58号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - ◆ 日程第13 議案第59号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第8 議案第54号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第7号）から日程第13 議案第59号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第54号から議案第59号までを説明申し上げます。

初めに、議案第54号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億2,412万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ73億5,000万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

次に、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事

## 会 議 の 経 過

項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第55号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億1,404万2,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第56号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億8,953万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第57号 令和2年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ677万7,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第58号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ907万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億42万3,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願ひいたします。

最後に、議案第59号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出については、収益的支出の予算予定額に451万6,000円を追加し、1億1,530万円といたしました。

次に、議会の議決を得なければ流用することのできない経費については、第3条によるところでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願ひます。

~~~~~

◆ 日程第14 報告第2号 令和元年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率

会 議 の 経 過

の報告について

議 長（田之畑）

日程第14 報告第2号 令和元年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

報告第2号 令和元年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告いたします。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額が共に黒字であり、良好な状態であります。

次に、実質公債費比率は、早期健全化基準25%に対し、本町は7.4%であり、良好な状態であります。

次に、将来負担比率は、早期健全化基準350%に対し、本町はマイナス15.7%であり、良好な状態であります。

最後に、資金不足比率は、資金不足がなく良好な状態であります。

以上で、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号 令和元年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

- ~~~~~
- ◆ 日程第15 認定第1号 令和元年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第16 認定第2号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第17 認定第3号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会

会 議 の 経 過

計歳入歳出決算認定について

- ◆ 日程第18 認定第4号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第19 認定第5号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第20 認定第6号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（田之畑）

日程第15 認定第1号 令和元年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20 認定第6号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、認定第1号から認定第6号までを地方自治法第233条第3項及び同法第241条第5項の規定により、議会の認定に付すために、ここに別紙監査委員の意見を付して、決算書並びに関係書類を提出した次第でございます。

初めに、認定第1号 令和元年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額55億4,385万2,996円、調定額56億7,319万548円に対し、収入済額56億484万2,169円でございます。

また、不納欠損額224万9,385円、収入未済額6,609万8,994円あります。

次に、歳出合計におきましては、予算現額55億4,385万2,996円に対し、支出済額53億8,048万2,363円、翌年度繰越額3,681万1,000円、不用額1億2,655万9,633円でございます。よろしく願いいたします。

次に、認定第2号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額11億3,134万6,000円、調定額11億8,770万2,798円に対し、収入済額11億4,592万421円でございます。

また、不納欠損額268万3,000円、収入未済額3,911万9,377円あります。

次に、歳出合計におきましては、予算現額11億3,134万6,000円に対し、支出済額11億2,309万8,547円、不用額824万7,453円ございま

会 議 の 経 過

す。よろしくお願いいたします。

次に、認定第3号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額8億9,316万5,000円、調定額9億4,538万5,847円に対し、収入済額9億4,103万6,067円でございます。

また、不納欠損額105万3,740円、収入未済額329万9,470円であります。

次に、歳出合計におきましては、予算現額8億9,316万5,000円に対し、支出済額8億7,083万239円、不用額2,233万4,761円でございます。よろしくお願いいたします。

次に、認定第4号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額581万3,000円、調定額718万5,160円に対し、収入済額718万5,160円でございます。

不納欠損額及び収入未済額は、共にゼロ円です。

次に、歳出合計につきましては、予算現額581万3,000円に対し、支出済額486万2,883円、不用額95万117円でございます。よろしくお願いいたします。

次に、認定第5号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額9,079万9,000円、調定額9,155万4,689円に対し、収入済額9,148万1,389円でございます。

また、不納欠損額ゼロ円、収入未済額は7万5,900円であります。

次に、歳出合計につきましては、予算現額9,079万9,000円に対し、支出済額9,074万378円で、不用額5万8,622円でございます。よろしくお願いいたします。

最後に、認定第6号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額1億2,199万9,000円、調定額1億3,723万6,723円に対し、収入済額1億2,460万7,643円でございます。

また、不納欠損額7,380円、収入未済額1,262万1,700円あります。

次に、歳出合計におきましては、予算現額1億2,199万9,000円に対し、支出済額1億370万3,243円、不用額1,829万5,757円でございます。

なお、令和2年度から地方公営企業法を適用する東串良町水道事業となったことに伴い、令和2年3月31日をもって打切り決算となっております。よろしくお願いいたします。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これから一括して質疑に入りますが、各件については、特別委員会を設置し、これに付託を予定しておりますので、お含みの上、御質疑願います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番 小川香織議員、2番 児玉勇治議員、3番 瀬戸山譲一議員、4番 牧原完治議員、5番 西園貞美議員、7番 前田 隆議員、8番 上園ミキ議員、9番 宮地利雄議員、以上の8名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより決算審査特別委員会は、委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、議長は決算審査特別委員会を議員控室に招集します。なお、決算審査特別委員会の年長委員は、前田 隆議員であります。

ここで暫時休憩します。

会 議 の 経 過

休 憩 午前10時32分

—◆—
再 開 午前10時38分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に牧原完治議員、副委員長に宮地利雄議員、以上のとおりです。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月15日午前10時より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前10時39分

令和2年第3回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和2年9月15日 午前10時00分  
散 会 令和2年9月15日 午後 2時09分

出席議員（10人）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小川 香織  | 2番 児玉 勇治  |
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治  |
| 5番 西園 貞美  | 6番 泊 重巳   |
| 7番 前田 隆   | 8番 上園 ミキ  |
| 9番 宮地 利雄  | 10番 田之畑 稔 |

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

3番 瀬戸山 譲一                      4番 牧原 完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |        |                  |        |
|--------|--------|------------------|--------|
| 町長     | 宮原 順   | 住民課長             | 宮地 利行  |
| 副町長    | 畠中 勇一郎 | 企画課長             | 中島 孝一  |
| 教育長    | 天神 康男  | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 前田 秀一  |
| 会計管理者  | 有嶋 義昭  | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 田尾 勝   |
| 総務課長   | 江口 勝志  | 社会教育課長           | 吉留 潤一郎 |
| 農林水産課長 | 瀬戸口 雅樹 | 総務課長補佐           | 上野 史生  |
| 福祉課長   | 吉永 広史  |                  |        |
| 税務課長   | 東水流 勝  |                  |        |
| 建設課長   | 甫村 良教  |                  |        |

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広                      書記 浜屋 啓子

|          |        |
|----------|--------|
| 議事日程     | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 会議の経過    | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第54号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 3 議案第55号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第56号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第57号 令和2年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第58号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第59号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）

## 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第54号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 3 議案第55号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第56号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第57号 令和2年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第58号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第59号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

おはようございます。

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず、1点目ですが、公共交通事業者応援給付金についてであります。今回初めてタクシー業者に対して給付金が160万円予算化されたわけですが、町の説明によりますと、タクシー業者は令和2年度4月の収入が令和元年度4月の収入に対して約45%の減であったとのこと。このタクシー業者の収入減は深刻な状況だと思いますが、今回の給付金の額は来年の3月までの収入を見越して算出された160万円であるか伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。お答えします。

応援給付金の160万円の額につきましては、今年度の減収分を補填する性質のものではございません。例えば国の持続化給付金の場合、対前年月と今年度の同月を比較いたしまして、50%以上減となる場合に法人の場合は200万円が支給される制度です。K・T交通さんの場合、今年の4月が前年の4月と比較した場合、約45%減収となっていました。国の持続化給付金の給付基準である50%に僅か5%足りなかったばかりに200万円の持続化給付金の給付を受けることができませんでした。そこで町といたしましては、国の持続化給付金の考え方をベースに50%で200万円ですから、この金額を単純に5等分した場合、10%は40万円となりますから、K・T交通さんの場合、40%台ということで、国の持続化給付金の上限200万円から40万円を差し引いて上限160万円とさせていただいたところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

ただいまの町長の答弁によりまして、給付金の額が分かったところでありますが、新型コロナウイルスの対策として飲食店等には補助金が支給され、町民にも再び2万円の給付金が支給されます。今回のタクシー業者への給付金は、とても重要なことだと私は思っています。交通弱者にとって、柏原からはバスの運行がなく、タクシーが唯一の移動手段だからです。もし、新型コロナウイルスがこのまま終息することなく、タクシー業者の営業状態が悪化し続けた場合、継続して応援給付金を給付する考えがあるか、伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今回の応援給付金につきましては、国の令和2年度第2次補正予算の成立を受けまして、本町へも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたところでございます。この交付金を活用した今回の応援給付金ではありますが、コロナの感染拡大で減収が継続しているからという状況において、応援給付金を継続的に支給するということは考えておりません。ただ、国の臨時交付金事業としまして、各市町村様々な事業が取り組まれている中で、本町といたしましてはタクシーを地域公共交通の要であると位置づけまして、事業継続のための給付金事業として実施したところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

なお、今後の経営安定対策の一つといたしまして、現在実施しておりますバス廃止路線代替タクシー運行事業の周知を行いまして、タクシー利用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

ただいま町長からの回答がありましたので、応援給付金に対しては質問を終了しますが、さきに述べたとおり、柏原はもちろんですが、町内の交通弱者にとってタクシーは唯一の移動手段です。新型コロナウイルスにより飲食店を初め、あらゆる会社や自営業

会 議 の 経 過

が経営困難に陥っています。タクシー業者も例外ではないと思います。そうした場合を想定して、本町も移動のための交通手段を考えなければいけないと思いますが、既にもう何回も同僚議員から町内を1周するバスを出してはどうかとか、以前私も公用車や一般車両の承諾をもらって、ステッカーを貼って、自家用車を走らせてはどうかなど提案してきました。また、町民の中からは柏原だけにタクシーの補助があるのはおかしいと言われて、町長の意見を聞き、協議もしてきたわけですが、良い返事を頂いておりません。鹿屋にはくるりんバスがあります。肝付町はおでかけタクシーがあるように、決して本町も解決できない問題ではないと思います。柏原のタクシーの乗車率の減少は、新型コロナウイルスだけではないと思います。私の近くに住むタクシーを利用されていた方が施設に入ったり、また、高齢で亡くなられたりしています。これも一つの原因だと私は思っています。

このようなことを考え、もしタクシー業者の経営困難により営業が中止となった場合、それに代わる交通手段を考えていないか、これまでの経緯を踏まえ、再度町長にお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

タクシー利用者につきましては、コロナウイルスの感染が拡大し、緊急事態宣言が発令した直後、利用者が激減したわけですが、最近では、昨年度同月の売上げ水準まで戻りつつあるという状況のようでございます。交通弱者対策といたしまして、町内を1周するバスを走らせる方法もありますが、その場合、タクシーの利用者が減ることで経営を圧迫する可能性があり得ますので、慎重な対応が必要と考えております。

経営難となった場合、これに代わる交通手段を考えているのかというお尋ねでございますが、現在K・T交通は本町で唯一のタクシー会社であります。このことからコロナ禍において売上げが落ち込んでいる大変な状況乗り越えて事業を継続していただけるように応援給付金事業で支援を行っている状況下でございます。現在も頑張って経営されておりますので、現時点におきまして経営難で事業が困難となった場合の具体的な代替手段につきましては、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

また、事業収益が上がるように、先ほど申し上げましたが、現在実施しておりますバス廃止路線代替タクシー運行事業の周知を行いまして、タクシー利用者の拡大を図ってまいりたいと考えております。確かに今まで利用されていた方が施設に入所されたり亡くなられたりということが利用者減の要因の一つでもあることは確かだと思っておりますが、一方で先日代替タクシーの制度を知らなかったという方からの利用申込みがつい先日あったことから、新たな利用者の掘り起こしにも取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、本町で唯一のタクシー会社でありますので、地域の大事な公共交通を町民

会 議 の 経 過

の皆様の御協力も頂きながら守っていくということも重要であると思っておりますので、本町のような過疎地域におきましては、交通網がどうしても弱いということから移動手段の中心がどうしても自家用車が主体とならざるを得ません。しかしながら、自家用車があり、タクシー利用の必要がない方も年に一、二回でも利用いただけるならば、タクシー会社への力強い支援につながるのではないのでしょうか。タクシーは交通弱者の方々や町外からの来町者が利用されるなど本町になくってはならない地域公共交通機関であります。行政と町民の皆さんで力を合わせて町ぐるみで大事な交通移動手段を守り抜いていけたらと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

この問題は、柏原だけの問題ではなく、町全体のこととして捉えていただいて、町民が病院や買物に気軽に行けるような交通手段を再度考えていただくことを希望しまして、私の二つ目の質問に移ります。

2点目は、志布志湾内の流木等の取扱いについてであります。

柏原海岸の漂着物と湾内の漂流物は、それぞれ何課が対処しているかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

志布志湾内の海岸につきましては、保全地域を除く一般公共海岸におきましては、管理者が鹿児島県となります。また湾内の海域につきましては、志布志港の港湾区域及び本町の石油備蓄基地、タンカー泊地のある波見港周辺の港湾区域におきましては、管理者は鹿児島県で、それ以外の海域につきましては、国土交通省港湾事務所並びに船舶の航行に支障を来すおそれのある場合、その航路に限って流木除去など船舶交通の安全確保は志布志海上保安署が管轄でございます。海岸への海洋ごみ漂着物につきましては、海岸管理者は鹿児島県でございますが、県の補助事業を活用させていただきまして、住民課において業務委託をし、定期的な清掃を行い、環境美化に努めているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

ただいま町長が言われたとおり、住民課によって海岸の漂着物は町所有のビーチクリーナーやシルバー等により清掃がなされています。私も海岸によく行くのですが、すごくきれいな状態です。私の今回の問題点は湾内の漂流物です。漁協によりますと、湾内に10メートルを超える杉の木が漂流し、それを海岸に引き上げるにはクレーン等が必要で、その代金は漁協で支払っているとのことでした。また特に大雨や台風後に流木が多いとのこと。もし、この流木に漁業用の網が絡まると1週間ぐらいは漁ができないとのこと。漁民にとっては、死活問題です。このように流木が湾内にあった場合、漁協から役場への何らかの連絡があるのか、またあった場合、どのような対処を行っているのか、お願いします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

台風豪雨等の影響による流木等の除去、処分につきましては、漁業者にとりまして深刻な問題だと認識しております。今年7月の豪雨災害で大崎町、田原川付近に大量の流木が漂着した際は、役場農林水産課漁業担当者にも連絡を頂いております。流木除去、処分につきましては、東串良漁協からも関係機関に早急な対応をお願いされたところでもございましたが、漁場回復のため、急を要することから東串良漁協において自主的に流木除去を実施していただいたところでもございます。その際は、県林務課、水産課、大崎町、本町の漁協担当者も流木除去の立会いに参加させていただいております。漁協で取り除き切れなかった流木につきましては、その後、関係機関にて対応していただき、また東串良漁協の流木除去にかかった費用につきましても、現在鹿児島県商工労働水産部水産振興課の指導を頂きながら、国の支援事業を活用させていただく方向で調整を行っているところでございます。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

2 番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

以前なんです、漁協が湾内の流木の処理を大隅地区振興局に連絡したがなかなか処理してもらえなかったということなんです。そこで流木を漁民の方が船で港に運んできて、その後の流木の処置を役場をお願いしたら、役場がすぐ処理をしてくださったということですので感謝されておりました。よく同僚議員が肝属川や串良川に流れてくるごみは、全て柏原海岸に流れ着くのだから、もっといろんな場所で訴えるべきではないのかと言われます。また、補助金の増額も訴える必要があるのではとも言って町長に質問

会 議 の 経 過

されたことがあります。私が教育産業常任委員長として、そして町長と議長の3名で肝属川改修促進連盟会の会議に出席したとき、司会者がその他に何かありませんかと尋ねられた際に、町長は、肝属川、串良川のごみは全て柏原海岸に漂着するのだから、その対策と予算増を訴えておられたのを私は聞いたのですが、例えば補助金の増があったとか、何か変化があったか尋ねます。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、私も関係する国・県の会合等出席の際には、柏原海岸関係につきましても、特にお願いをさせていただいております。先ほど申し上げましたが、平成30年度から海岸への海洋ごみ漂着物につきましても、県の補助事業を活用させていただきまして、住民課において、シルバー人材センター等に業務委託しておりますが、効果といたしましては、シルバー人材センター等の活躍及び安定的な雇用の創出と定期的な清掃によります柏原海岸の環境美化に大いに効果があるものと感じております。今後観光客を増やすためにも柏原海岸付近は対策等を一層強化すべきと考えておりますので、私も要望活動には今後全力で努める所存でございます。

以上です。

議 長（田之畑）
2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

私が聞いたとおり、流木にかかるクレーン代は漁協が払っているということですので、湾内に流れてきた漂流物に対しては漁協だけの費用負担は不公平があるんじゃないかと感じています。湾内の漂流物についても漁協だけの問題ではなく、国土交通省九州地方整備局志布志港湾事務所に対して漁協と連絡を取り、一体となっているんな方法を取るべきだと思うんですが、先ほどその流木に対しての担当者もいるようなことを聞きましたので、さきに述べたとおりこのことについてもう1回町長にお尋ねします。係とかその辺を。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

志布志湾内におきましては、県管轄の海域、国管轄の海域と区分されておきまして、

会 議 の 経 過

協議等必要となりますし、漂流物確認は陸上とは違って、海上では潮の流れで場所が移動しますし、海面から沈んで確認できないなどなかなか容易ではございません。

また緊急時の流木除去につきましては、船舶の航行に支障を来す航路に限ってと制限等があるようである範囲で限られております。また、今年の豪雨災害等で志布志湾からも人員・清掃船と有明海、八代海の方に応援に行かれており、漁業者の方が期待されるスピード感は出せない状況ではないかと考えております。そのような背景も考慮しますと、漁場において軽度の流木除去につきましては、急を要する場合、受益者である東串良漁協において自力で対応していただき、必要な経費に対しましては、国の制度で支援事業もありますので、有効に活用していただければと考えておるところでございます。

町といたしましては、流木除去の規模によっては、今後東串良漁協と連携を図りながら関係機関に強く要望してまいりますし、環境省、農水省など各種補助事業の情報提供、また関係機関との連絡調整などできる限りの後方支援を行っていく所存でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

さきに述べたとおり、補助金のある海岸への漂着物に対しては、ビーチクリーナーやシルバー等によりきれいに処理され問題はありますが、漂流物に対してはクレーン等の費用、その他必要な費用等の問題があります。今、町長が答弁されて町を挙げて漁協と問題に取り組んでいきたいという言葉聞いて安心したところです。今後も町の所管課もどこか分かりませんが、農林水産課なりになってもらって、漁協と密な連絡を取っていただいて漂流物がきれいに除去されることを願ひまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に3番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

じゃあ、質問させていただきます。

まず1番目、インターネットの活用と今後の運営についてですけども、①の町長の現在のインターネットへの取組状況を尋ねるという前に、去年企画課のある職員さんの計らいでシーズコーポレーションというところに企画をしていただいて、東京から3人の中高生が東串良に来て、東串良の問題点、いろんなこれからのことを勉強してもらって、いろいろ発表会があったという企画がありましたけれども、その3人の中の1人、挨拶がてら開口一番言われた、ちょっと私もショックを受けたんですけども、最初挨拶をするとき、1人の高校生が言った衝撃的な質問というか、ぱんとぶつけてきた内容とい

うのを町長は覚えていますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

記憶にございません。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

自分も衝撃を受けたんですけども、開口一番に言われたのは、なぜ東串良はSNSに取り組んでいないのかということでしたよね。それから後ほどずっと3人いろいろと発表してくれたわけですけども、彼らがやっぱり駆使してその発表会で使うツールというのは、全てSNSでした。だからこのインターネットかれこれについて取り組んでいないよという指摘を最初でされたわけですけども、そのことを覚えていますか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えしますが、我がまちも光ファイバーを設置いたしましたして、もう十何年になりますけれども、もちろん私もその光ファイバーは引いておりますけれども、そういう中で今現在、5G、これを飛び越えて6Gになりそうです。そういう中で私の能力がそれになかなかついていけなくて、そういうことで本町でもホームページにて情報発信を行うとともに県が運営管理するマイナンバーカードを活用した各種申請システム、電子申請システムを利用して、電子申請を実施しております。私の能力以上に職員がいっぱいいますので、この職員がもちろんたけておりまして、私はただ言うだけです。調べるのは職員ですので、そこは職員を大いに買っております。するの職員です。そういうことで、この電子入札を今年度より段階的に実施しておりますとともに、社会教育課では、唐仁古墳群研究室というアカウントで情報発信を行っております。

また、私個人といたしましては、自分自身の後援会の事務所のホームページ及びブログページを開設しておりますが、なかなか進んでおりませんが、現在公務での発信が主体となっております、今後しないように更新は控えている状況でございます。

また、我がまち町長室にもインターネットのパソコンを設置いただきまして、情報収集に努めておるのが現在でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

その情報収集というのは、どんなツールでされているんですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

検索するといろいろと出てきます、どこそこと。ツールとかなんとか私、意味が分かりませんので、まだ勉強不足ですけども。私はただ言うだけですけども。とにかく検索はしております。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

お聞きしたいのは、今2市5町、垂水、鹿屋、それから肝付4町を含めて、今言いたいのは、実はフェイスブックのことなんですけれども、垂水の尾脇市長と、それから肝付町の永野町長がフェイスブックをふんだんに活用していらっしゃいます。南大隅の森田町長は、町のホームページにブログをずっと掲載していらっしゃいますけれども、このフェイスブックに関して役場の複数の職員さん、そしてさっき言った東京から来た3人のうちの齋藤さんがしょっちゅうフェイスブックを通じて東串良のことをアピールしてくださっていることをインターネットで見たことがありますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

見ております。肝付町から何からの。そうしたときに、どうしても職員体制というんですか、大崎町も肝付町もですが、秘書政策課を設けておまして、秘書が打っているのも事実だろうと思っております。我がまちも秘書が必要ではないかなと思っているのが現実でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

その指摘は当てはまらないと思います。尾脇さんも、それから永野町長も個人でフェイスブックで自分でキーボードをたたいていらっしゃいます。その中でまちの様子とか行事とか、いろんなことを自分自身で発信されていていらっしゃるんですよね。もちろん森田町長の別のタイプでされているわけですけども。ということは、フェイスブックでそういう齋藤さんとか、ほかの他町村のを今御覧になったということをいうと、町長のインターネット、つまりパソコンの中にはフェイスブックがちゃんと入っているということですよ。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時34分
— ◆ —
再 開 午前10時35分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

瀬戸山議員の質問を続けます。

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

今、そういう御指摘がありましたので、この辺でちょっと保留というわけではないんですけども、関連性がありますので。やはり自分として申し上げたいのは、やはり首長トップがトップセールスをしょっちゅう言われているわけで、今はこのSNS、インターネットを抜きにしてこの時代を語ることはできないということを申し上げたいんですね。だからこれもやっぱり首長の町長がリーダーシップを発揮して、そういう取組を大きく取り組んでいかないと時代に遅れていくと、そういうことになるんじゃないかなと思っております。

②に移ります。だから今、SNSをどう活用していくかということで、②町政を執り行う上でインターネット活用の指針を各課と協議をしたことはあるか尋ねるということで、この件についてお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほどお話ししましたけれども、私個人的には情報収集した内容で、各担当課と協議

いたしまして、事業につながることはできないかとか、発信可能な情報については随時協議をしております。今後も関係各課と協議しながら情報発信に努めてまいりたいと考えております。なお、ペーパーレス化に伴うタブレット議会も検討中でございますが、この問題につきましても、議員の皆様方に主体的に行っていただければと考えてスムーズな移行が可能になると考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

今、町長自らタブレットのことをおっしゃったんですけれども、タブレットはこれですよね。これがパソコンとは別に携帯用で自分もすごく便利だなと、活用させていただいているのは、例えばこの場でも分からない言葉が出てくるとばばぱっとすぐ調べられるし、こんなすばらしい、だから行政を執り行う上ではタブレットも必須かなという時代が来たと思います。だから今、町長が議員のタブレット化のこともおっしゃいました。もちろん今度予算のことでも東串良の小中学生にもタブレットがこれから配布されるわけで、それをリードしていく上では町長のリーダーシップをお願いしたいわけですよね。全てトップ自身からですね。

③に移ります。だからこれからいまやインターネット発信がトップセールスに必要なと思うが、町長自身がどのように企画運営していこうと思っているのか、尋ねるということで、町長がさっきフェイスブックの話がちょっと中断してしまいましたけれども、さっき言った他町村の首長さんも含めてフェイスブックに取り組む気があるのかなのか。フェイスブックを通じて自分自身がこれから発信していこうとか、そういう意気込みがあるのかちょっと聞きたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

フェイスブックには取り組みたいと思っております。

また、今議員のおっしゃるとおりインターネットにつきましても非常に重要な情報発信のツールであると私も認識しております。ふるさと納税はもちろんのこと、観光や物産物、特産物、イベント情報など、今後も町ホームページ等を活用した情報発信はもちろんのこと、そのほか、防災など町民の皆様様の生活に密着した情報についても関係課と協議しながら随時、適時に情報発信を行えればと考えております。またインターネット環境が整っていない方もいらっしゃいますので、広報紙等の情報発信も併せて行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

さっきの私の質問にちょっとそぐわない答弁だったかなと思うんですけども、自分としてはフェイスブックを利用している尾脇市長、それから永野町長、それから2市4町であれば3番目に宮原町長もフェイスブックに参加していろいろと町の発信、アピールをしているんだということを願わずにはおれませんので、それを期待していきたいと思います。

次に、大きな2番目、コロナ禍の中の農業についてです。

①コロナ禍の中、東串良町の施設園芸、畜産、露地栽培、稲作、それぞれをどのように状況把握をしているか尋ねるということで答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町の農業、漁業分野におきましては、コロナ禍の影響により全ての品物ではございませんが、おおむね経営水準の低下で依然として経営的にも厳しい状況の中にあると承知しているところでございます。現在の状況でございますが、まず畜産分野を見てみますと、子牛のせり市では今年1月から4月までは大幅な下落は続きましたが、5月以降は価格はほぼ横ばいで推移している状況でございます。国の支援事業の活用状況ですけども、繁殖牛につきましては、全国平均を下回った場合は、肉用牛の経営支援事業がありますけれども、現在のところ、活用の段階には至っていない状況でございます。一方、肥育牛につきましては、牛マルキン活動もされておりますし、国の経営支援事業についても農協、飼料会社を窓口として申請中でございます。なお、農協、飼料会社に属さない方におかれましては、役場農林水産課から申請をさせていただいているところでございます。

次に施設園芸、露地野菜、メロン、イチゴ、お茶の品目につきましては、耕種農家の皆様方に、高収益次期作支援交付金の受付をしていただき、各関係課とも連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

次に水稻でございますが、九州農政局の8月29日の公表におきまして、8月15日現在であります。令和2年、米作柄につきましては、鹿児島県の早期栽培の作況指数は、97、大隅半島では100ということで10アール当たりの予想収量は鹿児島県443キロでの作柄でやや不良、穂数、全もみ数ともやや少ないという、また登熟は日照不足や大雨、高温のほか、カメムシなどが発生した影響で、やや不良という結果でございました。九州農政局の次回調査は9月15日に実施され、9月下旬に公表される予定

でございます。

なお、本町の水稲につきましては、鹿児島きもつき農協東申良支所分では集荷計画2万3,801俵に対しまして、実績が2万2,424俵で目標に達しておりません。また1等米の比率も前年22.3%に対しまして、今回12.2%、2等米の比率が前年度は59.3%に対しまして、今年は76.7%という結果となったところでございます。

新型コロナウイルスの第2波がただいま全国的に猛威を振るっております。完全な終息まで数年かかると言われておりますので予断を許さない状況は当面続くと考えております。町の単独支援につきましては、不公平感が出ないように、また町民の皆様に理解が得られるような公平公正な支援を実施させていただいておりますが、農業・漁協分野につきましては、現在の国の支援事業を有効に活用していただくよう後方支援させていただいております。本町の農業・漁業等の経営維持安定のため、有効な支援策につきましては、今後コロナ禍の影響により経営水準がさらに悪化する場合には、油断することなく必要に応じ、適時適切に取り組んでまいり所存でございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山讓一議員。

3 番（瀬戸山）

今おおむね良好な状況であるということですね。これからどうなるか分かりませんが、その辺に関しては逐次いろいろと配慮をしていただけるということで、それは喜ばしいことかなと思います。

それで②に移ります。これから農業というのが皆さん、世界中の自分はいつも気候変動のことについて、終始このことで自分の関心課題で農業を考えていかないといけないと思っているんですけども、気候変動により難しい農業の経営が予想される中、さらに町内にはさらなる問題点として、私は、この水土里サークルでもいろいろと発信しているつもりですけども、オオバナミズキンバイ、ジャンボタニシ、水不足があります。それぞれをどのようにして認識しているか尋ねるんですけども、この水問題にしても圃場整備が、もう本当に自分たちはその当時もしんどかったんですけども、減反政策が3割ということで水の排水能力も3割落とした設計ということで、今田んぼで水が足りなくて往生している方々がいっぱいいらっしゃいます。それでWCSをつくって、ほぼ100%つくっているのに、水の能力は3割ないということを見ると、末端まで届いてなくて、私もこの中に、タブレットに写真をたくさん撮っているんですけども、これを今度やっぱり俎上にして上げていかないといけないと思うんですけども、これも最初圃場整備してから30年かかっているんですね。西牟田地区から川西、前牟田、あれを見ると水が足りないのを30年ほったらかしにしている。これはいい例として今日ここに上げさせてもらったんですけども、そこを含めて全然行政もそういう問題が

会 議 の 経 過

あるのに取り組んでこなかったということを主眼において、答弁で聞いてみたいと思います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

近年、本町におきましても、特定外来生物の発生を確認しているところでございます。特に、オオバナミズキンバイについては、8月に農林水産課において生息調査を行ったところでございます。串良川、肝属川の河川流域の広範囲にわたって水田、畦畔、また水路に確認されております。農作業への影響や水田環境への変化について危機感を感じているところでございます。

水田での発生は、全国的にもあまり例がないということで、今年度の水稻については、議員も御承知のとおり、滋賀県立琵琶湖博物館の職員の方、また8月には九州農政局の職員の方も現地調査に来られ、関心の高さを痛感した次第でございます。

特定外来生物につきましては、7月に町民の皆様方へ広報紙への記載やリーフレットの配布により情報の発信と注意喚起をさせていただきましたが、現在、オオバナミズキンバイを駆除する手段といたしましては、農家の皆様方が日常管理の中で早期に手作業で除去するしか方法はないところであります。また、生命力が強いため、一旦除去しても再び繁殖することから、水田内に広がった場合、米の収穫にも影響があるなど、非常に困難な状況となります。分布域の拡大、防止、また効果的、効率的な駆除方法を確立することが急務であると考えております。

先日、大隅振興局との意見交換会では、オオバナミズキンバイ等の情勢について情報提供をさせていただきました。また鹿児島県農業開発総合センターにも農業関係試験の研究課題として要望、提案もさせていただきました。なお、農薬会社におかれましても、岩弘地区に試験圃場を設け、除草剤の試験を行っていると同っております。今後、町といたしましてもオオバナミズキンバイ、そしてジャンボタニシ対策については、各関係機関と農家において共通認識の下、広域的に取り組んでまいり所存でございます。このジャンボタニシには、新しい情報というんですか、南日本新聞の9月6日のここで自作わなでタニシ駆除ということで、高尾野町の松永さんという方と横峯さんという方がジャンボタニシを駆除したというか、わなというか、この松永さんはジャンボタニシによる水稻の食害を減らそうとわなを製作した。餌に米ぬかを使い、ペットボトルに入れた。8月に4個仕掛け、2日間で対象数百匹の捕獲の成功ということで、それと近所の横峯さんという農家の方は、酒かすをまぜたほうに多く集まっていたということで、横峯さんは来年の食害をもたらす小さなタニシも捕らえたということで農薬を減らそうということで、餌の改良をしたり、実験を続けたいということで意欲を見せているということでした。自助、共助、公助という考え方だろうと思っております。

水不足の問題につきましては、平成12年に中国産稲わらを原因とする口蹄疫が宮崎

県で発症し、国産稲わらの確保の必要性が高まり、平成12年度から本町では水稻輪作の転作作物としてWCS用稲が始まりました。最初は約60アールぐらいでしたけれども、年々増加いたしまして、今年度は約330ヘクタールと、水稻作付面積を逆転した状況となっております。土地改良区におかれましても、水不足には大変苦慮されておりますが、用水路施設改修も多額の費用がかかることから、早急な改修は困難だと思われま

す。水不足につきましては、各市町村においても共通の問題となっておりますけれども、水稻とWCS用稲が共存・共栄できるよう問題解決のため、関係機関と連携を図りながら農家の皆様と一体となって取り組んでまいり所存でございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議一議員。

3 番（瀬戸山）

いろいろな関係諸機関と協議をされているという話の中で、じゃあ、今までその水問題にしてもさっき申し上げましたけれども30年間ほったらかしにしている。うちも今年そこの下に田んぼがあるんですけども、一番パイプがやられるのは端っこで水が全然来なくて、稲がさんざんたる状況でした。そして烏帽子地区だってある農家の方が水が来なくて、水が来ないとヒエが大量発生してしまうんですね。来年この田んぼで田んぼをつくることをやめようと考えていると、そういう声が出ているんですけども。自分たちは、今、水土里サークル活動に従事させていただいて、水土里サークル活動の中でこの三つの問題について情報発信をしようと思って、そして町内の水土里サークルは合計9か所ありますけれども、みんなで連携して取っ払いこうかという話、そして今、肝付町と鹿屋市にもうちの水土里サークルが今問題提起をさせてもらいました。それは肝付町とこの前鹿屋からも電話があって、一緒に取り組んでいきましょと。このオオバナミズキンバイに関しても、いろいろな問題にしても、これ広域で取り組んでいかないといけない問題で、東串良だけでできる問題ではありませんので、そこはやはり執行部がちゃんと自分たちの末端の農家の意見を酌んでもらって、そして地域連携も図って、共々に水土里サークルとか、あるいは他町村の農業委員会、それからそういう農林水産課かれこれと協議をし合っ

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

会 議 の 経 過

これは、農家さんの問題でもありますし、もちろん公共的な、行政側といたしましては広報紙とか、防災無線とかで言うしか手法はございません。まず取ってもらうのは農家さんでならないことにはどうしようもございませんので。まず農家さんに促すことを前提として考えていきたいと思っておりますので、議員の力も頂きたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

ちょっとそんな答えを求めているわけではないんですけれども、やはりパイプラインにしても、行政が絡んでやった事業ですので、やっぱりさっき予算がどうのこうのとおっしゃいましたけれども、これを30年間ほったらかしにしているわけで、ここは行政もちゃんと自分たちが一緒にやって取り組んだ事業ですので、そういう答えじゃなくて、ちゃんと執行部、それから行政も絡んでやっていかないとやっていけない自業ですので、そこを言いたいんですよね。よろしくお願いいたします。

3、次に移ります。公共工事の指名についてです。

①公共工事に携わる建設業者のランクづけはどのような基準に基づいているのか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

公共工事に携わる建設業者のランクづけについては、東串良町建設工事入札参加資格審査要綱に基づいて決定しております。この要綱については、本町での工事成績、技術者の雇用状況、地域貢献活動等、災害協力協定、消防団員ボランティア活動、保護観察対象者の雇用支援、そして電子入札システムの利用者登録、がん検診促進に係る協定、社会保険加入者、近隣町の評価基準を参考にして、新たに平成31年4月12日に再度制定しております。これらによりまして、従来の選定基準であった鹿児島県建設工事入札参加資格者格付基準の総合点数に東串良町建設工事入札参加資格者評価基準を加えたもので、新たな格付基準によるランクづけができるようになりました。なお、令和3年から4年度につきましては、先ほどの内容を含めた新たな評価基準になる見込みでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

二、三年前でしたっけ、そのことがこの場でも討議されたんですよ。要するに他町村に本社を持っているところが税金をどれぐらい納めているかということで、その辺も踏まえた指名というのは考えられていいんじゃないかということが、そのときはおさわり程度に出ているわけで、東串良にそれなりに税金を払っているということで、そのときはそれで払えばここにあった話であったんですけども、東串良に数年前に、ここに書いてありますけれども、他町村に本社を置く会社が2社指名参画されているということで、そういう経緯を一番目に本当は問いたかったんですけども、これは仕方ないかとしても、他町村では本社を他町村に置くという会社というのは、もちろん税金のウエートで上がるんでしょうけれども、ワンランク、ツーランク下げて指名をするということですけども、東串良はそういうことが配慮されているんでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

本町におきましては、他市町村に本社を置く業者のうち、2業者から平成28年8月5日付で要望書が提出されまして、推薦委員会で協議を行いました。協議の結果、他市町村に本社を置く業者としてランクを下げるという取扱いはしないことに決定いたしましたので、ランクを下げておりません。以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

他町村はそれが常識。なぜ東串良だけしないんですか。その根拠を教えてください。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

他町村の動向ということは私どもも確認はいたしておりませんが、ただ、推薦委員会がございますので、その部分で2年に1回ランクづけを決めるものでございまして、推薦委員会の意向として下げませんということで、前回は決めさせていただいて、それを町長に報告し、町長も了解したということで、他町村のとの比較はしておりませんが、本町独自の推薦委員会で決定を見た事項だということで御理解いただきたいと思っております。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

だからそういう意味では、東串良は特殊だということですよ。特殊がいいことかなと思ってしまいますけれども、ほかの他町村に倣って、やはりそこは常識みたいですので、そこは東串良もこれから考えていかないといけないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

その点につきましては、また関係市町村の状況を見ながら、また東串良町の業者の条件、あるいは先ほどお話がありました納税状況等も確認しながら推薦委員会で最善な方法で検討していきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

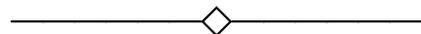
3 番（瀬戸山）

以上で終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩をします。

休 憩 午前11時01分



再 開 午前11時10分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

それでは、私からも通告に基づいて、教育行政並びに避難所の設備などについて質問をさせていただきます。

まず教育行政の問題で、教育長に質問します。

コロナによりまして、少人数学級が必要だということで、様々な教育会、それから学校の関係者、政府の関係者がいろいろと、特に学校現場の教室の少人数の学級の効能と申しますか、必要性と申しますか、それについて様々な議論がなされております。私も

6月議会でも取り上げましたが、本町の中学校では、そもそも教室の分散化をする、あるいは分散登校させるための空き教室がないと。だから手が打てませんと。もちろん教諭も足りないという答弁もございました。しかし20人程度の少人数教室を経験した生徒や保護者、それから教員、教育関係者の間にやはり少人数学級に向けた新たな取組が必要だと、そういう主張がいろいろと出されまして、少人数学級に向けた新たな展望も生まれているのではないかというふうに私は最近の状況を見て思っているわけです。教育長は、これらの少人数学級に対する取組の状況について、また識者の意見などについてどのような認識でやるのかを最初に伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えいたします。

文科省の現在の規定では、複式や特別支援学級を除く小中学校の普通学級の編成基準は小学校1年生が35人、2年生から6年生までと中学生は40人となっています。ただ、鹿児島県では、小学校1・2年生では児童数が36人以上の学級は常勤教諭を配置し、30人学級を実施しています。議員の要望と同様に少子化や学力保障、または教職員の業務改善のことなども踏まえて、35人、または30人学級の意見は以前より出ておりまして、私たち教育関係者、または教育長会でも毎年のように文科省に要望するよう県教育委員会へお願いをしているところです。つい先日、9月8日だったと思うんですが、新型コロナ禍を踏まえた小中高校の学びの在り方について討議する政府の教育再生実行会議ワーキンググループの初会合がありまして、少人数学級を令和時代のスタンダードとして推進するよう要請する中間答申をまとめ、1クラス30人以下の学級編製の早期実現を訴える意見を踏まえ、萩生田文科大臣は、安倍首相に次期政権に議論が引き継がれるよう求めたというふうに認識しているところです。

一方で、現実はなかなか厳しいものがあるのも事実です。先ほどの議員の中にもありましたけれども、現在の実情を考えてみても、とにかく教員が不足しています。全県下では今でも不足しているところがあります。ここ数年、完全に教員が定数を満たして新学級を迎えられるところは恵まれていると思えるほどです。また、昨年、今年と新採用の人数が特に小学校で増えていますが、追いつかないようです。10年後の子供たちはかなり減少する予定ですので、ただ単に新採用の人数を増やすのも問題が残ります。それを補うのが期限付の職員ということですが、免許法の改定の影響もあり、確保するのに人事担当者も大変苦労されているのが現状であるという状況を御理解いただきたいと思います。

なお、補足しておきますが、近年の教員の不足の理由は、特別支援学校、特別支援学級の増加というのがあります。鹿児島県もその例外ではありません。また、算数、数学、または英語など一部ですが、学力向上など特別な目的で教員の増員が認められれば、少人数に分けた授業を実施できます。今年は池之原小学校で算数、中学校では英語の増員

が認められておまして、全学年ではないんですが、少人数に分けて授業をしております。この増員については、今後も続けてお願いをしていくつもりです。まずは今の現状の課題の多さというのも踏まえながらの御理解をいただければと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

教育長会議でもやはりそういう方向を毎回示しておると。そして次期政権においても今総理の指名と組閣で動いているようですが、次期政権にもきちんと引き継ぐ必要があるということも意見を出しておられます。萩生田文科大臣に対してもそういう声がいろいろと上がっているようです。報道によりますと、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、あと高校ですね、特別支援学級の校長、私立小学校の校長連合会、そういう各学校の先生たちも代表として文科省に、特に萩生田大臣に対して要望、要請しております。文科省の萩生田大臣は、現状の40人学級の編成を変えないなら教室が狭過ぎると。教室の広さを変えないのであれば、児童生徒数を減らさなければいけないと、そういう認識を示したということで、私どもの発行している新聞でも政府のそういうなかなか言うても聞かない状況の下で、長野県知事が県として35人学級に踏み出したという報道がされております。35人以下の学級を全県で長野県では実施していると、そのことによる成績の上昇も出てきていると。30人規模学級実施校と未実施校で比較すると、実施校の平均点が改善しているという結果が出ています。当然だと思いますよね。全国知事会、全国市長会、全国町村会長、うちの宮原町長も参加する町村会議もこれはぜひ実現すべきだと少人数学級はですね。という強い要請を政府に対して行っているわけです。私は、必ずこれは近いうちに実現していくというふうに確信をしておりますが、コロナ対策で少人数教室を僅かな期間でしたけれども体験した全国に多くの子供たちがおりますが、その子供たちの感想も紹介をしておきたいと思います。先生が私の机の周りをぐるぐる回ってくれたと。私のことを気にかけてくれていると。これまでは40人学級で机の間の通路さえ、なかなか通れない。20センチ以上空けなければいけないようなことも何か書いてあったようですが、なかなかそれは難しいが、少人数学級になって先生が子供の机の周りを回ってくれると。非常に喜んでる感想が出されておりました。それで、この点について、本町におけるどのような取組ができるのかと。なかなか先ほどの長野県の例では県知事の下では一定のそういう対応ができて、市町村においてはなかなか難しいのではないかとという面もあります。先ほど本町の中学校に空き教室がないと申し上げましたが、仮にコロナ対策もあって、少人数学級の方針が出された場合、本町及び教育委員会はどのような方針で臨もうとするのか、教室を増築するのはどうしたらいいのかと。現在の教室を校庭側に延長するのか、あるいはコの字型に曲げて教室をつくるのか。私は教育委員会などで議論したらいいのではないかと思うんですね。仮に問題で議論はできないと言われるかもしれませんが、そうした取組、そうした議論を

始めることが少人数学級を現実の問題とするためにも必要なことだというふうに考えるわけです。

私ども日本共産党が学校再開に当たっての緊急提言というのを6月ですけれども、発表しました。20人程度の授業とするための教員は10万人教員を増やさんといかんと。そのためにどうするかという提案も取り上げております。子供たちが相談したいことをアンケートで取るとコロナにかからない方法を教えてくれと。これは教室の人数を少なくするということがどうしても必要だというふうに思います。多くの教職員を増員すると、10万人増員すれば、全国の教室で20人程度の授業ができるようになるということですね。多くの教職経験者から約20万人ぐらい経験者がいるんだそうですが、そのうちの10万人ぐらいは、既に何らかの形で学校教育に携わっている人がいると。残り10万人おると、経験者がですね。だからもっと待遇も含めて、きちんとした対応を取れば、そういう教員の確保もできるんだというのを提言の中で発表をいたしております。それらに必要な予算は約1兆円だそうです。1兆円ぐらい日本の総予算から比べれば100兆円とも言われる予算の中の1兆円ですので、将来を担う子供たちに、ぜひ少人数学級をプレゼントしようじゃないかという提案に共産党の文章ではなっております。

ですから、ぜひ当然のことながら学校の教室を増やすという問題では町当局も一緒に議論に参加されなければならないと思うんですけれども、そうした積極的な町当局の教室増の動きですね、当面、教職員を町村単位で増やすというのは、これはなかなかなことだろうと思いますので、まずはそういう場所も確保するという点では、行政当局と教育委員会が双方で話し合いなどを持てたら一番いいのではないかというふうに思うんですが、そこら辺について、町長と教育長の答弁を求めておきます。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（天 神）

今の質問にお答えしますが、言われていること、ごもったもなことばかりかなと思いますし、先ほど長野県の例も出されました。私の認識では、たしか秋田とか山形も同じようなことをしていると。だから町のほうでとなるといろんな問題が出てくるなと思います。県のほうで定数が割り当てられまして、子供何人に対して職員定数何名というのがはっきり決まっていますので、例えばうちが勝手にプラスを増やしたのでお願いしますといっても、それは職員数が増えるわけではありません。そうすると町で採用せないかんと。そうしたら今おる人は全部県職ですから、そういう方との人数調整をどうするのかとか、あるいはまた財政問題とかいろいろ出てきますので、ちょっとそっこのほうは今日はお答えできないところがありますので御理解ください。

教室を増やす云々についてですが、先ほどもお答えしましたけれども、いろんな理由で1クラスの人数を減らすというのは大変なことなんだなということをまず繰り返し申し上げるしかないなと思います。この職員の確保、それから児童生徒の減少、これが最大の課題だと思っているんですが、そのほか、現時点での実現には、本当にさっきから

会 議 の 経 過

言いますように多くの課題があることをまず認識していただけたと思いますし、そこを御理解いただきたいんですが、これからもまた引き続き教育長会としても県のほうへは要望し続けると思いますので御理解ください。

なお、本町の4月当初の実態ですが、子供たちの人数ですが、柏原小学校は最大クラスで19人です。それから池之原小学校は、最大で30人です、現在のところ。それから中学校は、3年生が34人ずつ2クラス、2年生が32人と31人、1年生が33人ずつとなっております。つまり子どもが今希望している30人学級に近い状態なんですね。それから今後の中学校ですが、中学校に上がってくる子供たちを考えた場合ですが、今の6年生が39人、4年生が38人になるというふうに現数字では、ちょっと多いんです。ところがあと、2年生が32人、1年生が31人で、ここまでです、1クラス30人を超えるのは。それ以外は、未就学児、幼稚園、保育園なども含めてですが、30人未満のクラスになるというデータです。少し前のアンケートもあるんですが、一般の方の今のこういうクラスの人数の希望といいますか、そういうのもあるんですが、これは26人から30人というのが一般の方が一番多く望んでいた人数のようです。そういうのも踏まえたと、このコロナ禍だけを考えれば、密を避ける意味でもう少し減らす必要があるかもしれませんが、今まで述べたようないろんな条件を考えますと、今のところ、教室の増設というのは、場所の問題、財政、いろんなことを考えても厳しいと思いますし、町当局と正式にそういうことを討議したことはありませんし、まだそこまでは現時点では必要ないんじゃないかと考えているところです。

以上です。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

教育委員会への要請、要望とかございましたら、今後の教室の増設とか、また協議させていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

それであと二、三年すればそういう三十数名の、30人学級程度の教室になっていくという希望というか、数字的な状況も出されました。

それでは続いて避難所の設備の問題についてに移ります。

今回の台風10号への対応について、避難所でパーティションを設備したと。そうしたら非常にプライバシーが守れて反応がよかったと聞いていますが、その具体的な反応

会 議 の 経 過

を聞きたいと思います。また、実際は何セット確保しているのか。それから仕様ですね、大きさとか、その辺についても今回の10号による避難所でどのような対応がなされたのか、答弁願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

避難された方々にはプライベートがある程度確保され好評であったと聞いておりますけれども、私にも快適であったという声が届いております。

パーティションの数につきましては、授乳や着替えなどを想定したプライベートルームが5張、それから三、四名程度の家族で利用することを想定したファミリールームが23張確保してございます。今回の台風10号では、全て使用いたしました。具体的には、保健センターにファミリールーム18張、プライベートルーム5張を設置し、防災センターには、ファミリールームを5張設置いたしました。

また、現在ファミリールームを84張、プライベートルームを5張発注しておりますので、今年中には納入される予定でございますので、合計いたしますと、ファミリールーム107張、プライベートルーム10張が確保できる予定でございます。

なお、仕様でございますが、プライベートルームは、幅、奥行きともに2.1メートル、高さが2.2メートル天井つきでございます。ファミリールームにつきましては、幅、奥行きはプライベートルームと同じ2.1メートルですが、避難所担当職員や保健師等が避難者の確認を用意に行えるよう、またエアコン等少しでも効きやすくするために、高さ1.4メートル、天井なしの仕様となっております。材質はナイロン製で抗菌処理等が施されております。なお、車椅子に乘車した状態での出入りも可能でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

議会のほうもぜひ防災減災の特別委員会などで、これらのパーティションについての設備をぜひ見に行きたいなど、閉会中にでもぜひやってみたいと思います。

それから段ボールベッドの設置まで考えてはいないのか、その辺についての認識はいかがですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私といたしましても、段ボールベッドの必要性は認識しております。そこで町といたしましては、平成28年7月20日付で災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書をエスパック株式会社との間で締結しております。協定の内容といたしましては、災害が発生、また発生するおそれがあり、避難生活が長期化するおそれがある場合において避難所の設営で必要な物資として段ボール製簡易ベッド、段ボール製のシート、それと段ボール製の間仕切りなど段ボール製品を速やかに搬送していただくこととなっております。なお、あくまでも避難生活が長期化する場合を想定しており、今回のように台風の避難が1日程度の短期間の場合は、想定しておりません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

実は、自治体問題研究所というところが発行している月刊の雑誌に避難所の景色を変える段ボールベッドの取組と。そのことは災害関連死を防ぐんだということで詳しく学者が出ておりますが、エコノミークラス症候群の発症を予防すると。それから生活不活発病というのがあるんだそうですが、それを予防すると。長期の場合、長期の雑魚寝生活で一旦は生活不活発病になっても運動機能を回復した高齢者が多数見受けられたと。それから埃の吸引を防ぐと。呼吸器疾患が減ると。それから床からの冷気が遮断されると。段ボールパーティション、うちの場合はビニール製でしたが、それらと組み合わせでプライバシーが守られるというような効果が段ボールベッドにあるようです。もう既にそういう一定の業者と契約を結ばれたんですね。それはそれで、ぜひ今後でも取り組んでいただきたいと思います。

それから最後になりますが、内閣府が求めている災害時のトイレの確保、管理計画、今回の10号などでは、停電もありましたけれども、1日程度で済んだわけですが、避難生活が長引くというような状況は、今後はあり得るわけですね。ですから、内閣府は災害時のトイレの確保、管理計画を市町村に作成せよというふうに求めているわけですね。避難者何人につき1基のトイレが必要だとか、長期化する場合には、約20人当たり1基のトイレが必要だというようなこととか、その辺の内閣府の指示に基づく災害時のトイレの確保管理計画が本町はできているのかどうか、その点についての答弁を求めます。

議 長（田之畑）

町長。

会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

お答えします。

災害時のトイレを確保するためには、災害時に起こり得る事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備や推進、災害時にトイレを調達するための手段の確立等計画的に実施することが求められております。本町においては、町地域防災計画では、災害時は水の供給不足から処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整備について、地域住民との連携、協力体制を図っていくとしております。マンホールトイレにつきましては、下水道の整備がされていない本町では設置は困難であると思っておりますので、先ほどの質問と重複しますが、災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書、エスパック株式会社との間に締結しておりますので、この協定に基づき必要物資の確保を図りたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

大体は、自治体問題研究所が示した内容に沿った対応ができています。以上で、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前 11時40分
— ◆ —
再 開 午後 1時00分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番 小川香織議員の発言を許します。

1番 小川香織議員。

1 番（小 川）

本日、最後の一般質問になります。通告に基づいて質問を行います。町長からの前向きな御答弁をお願いします。

今回の質問は3点で、一つは新型コロナウイルス感染症に対する支援について、二つ目は福祉関係について、三つ目は漁業への支援と計画について質問いたします。

会 議 の 経 過

まず一つ目、新型コロナウイルス感染症に対する支援について質問いたします。

前回の質問では、新型コロナウイルスによる児童生徒の学習の遅れや習熟度の低下に対する支援政策として、学習指導員の配置や増員について質問いたしました。人材確保の面で困難であるという内容の答弁と、また児童生徒の学校における学習の内容をどこまで充実させていくか投げかけているとの回答を教育長よりいただいたと記憶しておりますが、根本的な解決策は見出されないままではないかと感じます。夏休みに入り、ある中学3年生の生徒が成績不振による不安と進学への絶望感を話してくれました。高校受験を控えた子供たちにとっては、学習の遅延や習熟度の低下は将来を左右する大変重要な問題です。その問題について根本的な解決策をまだ用意できていない現状について、まず町長はどうお考えなのか答弁願います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

3月議会でも関連する質問があり、教育長から夏休みを1週間程度短縮するという回答がありました。休日や祝祭日の関係で、実質は3日間の短縮でしたが給食があり、午後までの授業でしたので、実質はほかの地区学校とほとんど変わらないとのことでした。また、夏休み前の校長会でも確認されたようですが、授業の遅れはほぼ解消できているということだったと思います。小学校6年生と中学校3年生は、4月に国語、算数、数学の全国学力・学習状況調査を実施しますが、今年はコロナ関係で実施できませんでした。しかし、問題は送られてきましたので、7月に実施し、集計をしてもらいました。苦手な分野や問題を分析、検討し、2学期以降に生かすようにしてあるそうです。もちろん例年のような全国一斉の実施ではなく、全体の資料もありませんが、本町の昨年度との比較はできますが、学年や問題等多少の条件は異なりますけれども、参考にはなると思います。個人差はありますが、小学校、中学校も昨年よりは高い数字が出ているということです。県や全国との差が縮まったかどうかまでは分かりませんが、6年生と中学校3年生は、前の学年に比べたら、これまでも良い結果を残していたようです。コロナによる影響はさほど大きくはないと信じたいと思います。大学生や高校生向けの支援はしてきましたけれども、小中学生は子ども手当がございまして、町からも大人と同じ額での補助をいたしました。また一つの学校に備品や消耗品代として100名の補助も準備されております。しかし受験生のための支援は趣旨がやや異なるように感じますので、今のところ特に考えておりません。以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

会 議 の 経 過

今町長より答弁いただきました内容、前年度よりも高い学習の進行状況、またコロナに対する影響もないというように信じたい。テストのほうも点数が取れているというような内容だったのですが、そして支援についても今回の受験生に対して該当するようなものではないということだったんですけれども、2020年9月4日の本町ホームページ上に東串良町高等学校学業支援給付金に関して公開があり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から学業に腐心している高校生に1人当たり3万円を支給するという政策をうたっております。これはとても大変すばらしい政策だと思いますが、この政策の観点で言うならば、受験を控えた中学3年生の生徒も同様にこれに該当するのではないのでしょうか。あとの質問にも出てきますが、今回のコロナウイルス関連による休校は、生徒を抱える各家庭の経済を少なからず圧迫し、受験前の夏休みに通わせる塾の受講費の捻出が難しい、また制限されたという家庭もあります。そして習熟度の低下を補うため塾に通わすことができたとしても、一つの塾だけではなく、塾をもう一つ増やしたり、参考書の追加購入など、これまでと違う学力支援に対する危機に対応する負担がかかっております。この現状こそ支援すべき対象に該当するのではないかと考えるんですが、町長、高校受験を控える本町の中学3年生に対して、今後本当に学習支援給付金の検討はできないのでしょうか。また対象ではないと言い切れるのでしょうか。将来の方向性を決める大切な高校受験に対して不安を持つ生徒や保護者に対して町長は何も検討されないということでしょうか。どのようなお考えでいるのか、もう一度お尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど答弁したように、大学生、高校生向けの支援はしていましたがけれども、小中学生は子ども手当が毎月ございますので、町からの大人と同じ額面を補助いたしました。また、先ほど答弁したとおりでございます。以上で受験生のための支援は趣旨がやや異なるように感じますので、今のところは特に考えておりません。これだけは御理解いただきたいと思っております。全中学生が塾に行くなら別ですけれども、そういうことで答弁させていただきます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

2020年9月4日のホームページ上の腐心という言葉が高校生給付金のほうに使っております。腐心とはあることを成し遂げようと心を砕くこと。つまり事を進めようとしても自分一人の力では困難で、心を苦しめ悩ますことを言うそうです。今の中学3年生は、まさにこの状況にあると私は思います。前回教育長も学力がかなり低いのは、ここ一、二年ずっと感じており、一番の課題だと述べられていました。コロナ禍でさらに

課題が深刻になったと私は感じます。そしてそういった声も聞きます。町長の答弁を聞きますと、不安を抱える児童生徒や保護者に対して少し関心がないように聞こえるのですが、今後もし中学3年生に対する支援を検討されるのであれば、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。学習支援に関して、一日一日の積み重ねで学力はその子についていきます。できるだけ早期に対応を検討し、実行していただく必要があることです。中学生が夢を実現するための進路を確保し、将来ロマンを持って輝く若者になれるための支援施策を早急をお願いしたいと思うのですが、検討も難しいでしょうか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

先ほどお答えしたとおりです。できたら子供さんの目線に沿って、お金の支援とかそれだけではなくて、引き出していただければありがたいなど、親と子の関係ですね。そういうコミュニティを取っていただければ子供たちも伸びていくと思いますので、どうかそこはまた努力していただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）
1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今答弁いただいたようにコミュニティとおっしゃりますが、親と子供がコミュニティが取れないから成績が悪いというのに結びつけるのはどうかと思います。親は教えてあげたりとか、優しく関わってその子の力を伸ばしてあげたいと思うお母さんたちはたくさんいると思いますが、今共働きによって、そのお母さんたち、家庭に余裕がないところもたくさんあります。その中でやはり学校に対する期待、町長に対する期待というのは大きいので、そこも酌み取っていただけたらと思います。

次に、急な学校の休校や食事の配給がない登校日の子供の栄養面を考えた食事支援の検討について尋ねます。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための長期の休校期間において、7月22日、南日本新聞社の掲載記事の中に栄養バランスの取れた給食を食べる機会を失った。食事をつくる負担が増え、家計が圧迫されたなどの保護者の声があったと記載されておりましたが、本町でも同様の声が出ていました。昼食を準備する保護者は、仕事を急に、そして何日も休むことはできません。そのため、休校中は児童のみでコンビニやスーパーに朝食を買いに訪れる姿を何度も目にしましたし、保護者から休校中、カップラーメンやパンで数日やり過ごしたなど食事支援について大きな課題があったことを伺う場面もありました。私もその当事者となりますが、実際に休校中の昼食はかなり家計を圧迫しました。このような状況下で自治体で小中学生の昼食を支援する働きが広がっていると2020年4月16日の朝日新聞デジタルに記事があります。東京都文京区では、就学支

援などを受けている児童に対し、給食が出るはずだった日に1日500円の昼食代を補助し、保護者より休校への安心感を得たとの声があったと記載されておりました。また、愛知県蒲郡市では、昼食を生活困窮などの理由により十分に提供できない家庭に対し食糧支援を実施し、新型コロナウイルスによる休校期間だけでなく、夏休みも含めた支援を実施したという記事も目にしました。

本町においても就学支援を受ける家庭が年々増加傾向にあることから、食の支援に関して自治体が主体となって実施していくことを検討していく必要がこれからあると思いますし、併せて近年、共働きによる生活様式の多様化する中、安心して子育てを行え、働きに出ることができるよう、まちとして地域住民と協力し、食の支援、子ども食堂や食事支援事業を実施、検討していくべきだと思うのですが、悲鳴を上げている子育て世代の救済に自治体が予算を組んで、子ども食堂や食事支援事業等を財政的に支援している自治体もあります。町長は、この食事支援について本町でも取り組むべきだと思いますでしょうか。答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

基本的には、子供の食事は保護者が責任をもって与えるべきだと思っております。そのために子ども手当や要保護・準要保護家庭につきましては、それなりの支援、補助はあると考えています。御指摘の急な休業や土曜授業日などの昼食の件ですが、土曜授業は前もって分かっていることでありまして、特別な事情がある場合を除いて家庭で準備できるものと思いますし、そうしていただきたいと思っております。ただ、大雨や台風など急に早退させたり、休業の場合がありますが、給食はなるべく実施する方向でまずは考えるということのようでございます。それは子供のことや保護者のこと、また準備している食材のことなどいろいろなことを考えてのことです。しかし、それでも子供の安全最優先ということで、校長会の意見を交えて給食を中止にすることもあります。この前の大雨のときも、その例だったようでございます。そのような緊急を要する際は、町といたしまして、子供の昼食を即準備するのは現状では難しいと思っております。どこで誰がつくるのか、食材はどうするのかなど多くの課題が考えられます。また議員おっしゃる子ども食堂的なことも考えておられるかもしれませんが、子ども食堂は本来、個人や団体さんのボランティア活動で成り立っているものと考えております。もちろんそういう活動があれば、それに対する支援は町といたしましても、考えないわけではありません。その場合は、福祉課や教育委員会、関係課、機関とも相談しながら検討してみたいと思っておりますが、現状では、食事支援は考えていませんということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

ありがとうございます。

今答弁いただいたように、食事支援は保護者の責任で準備をしてもらうのも保護者、特に子ども食堂とかそういったものも自治体として検討することはない。ただ、そういったものがあれば、支援を考えていくということだったので、現在、子ども食堂を考えていらっしゃるというお話を聞く機会もあるんですね。やはり保護者が子供の御飯をつくるというのは、従来当たり前のことだったかもしれませんが、現在、それが当たり前ではない状況もやはりあります。そして先ほど言ったように、就学支援ですね、こちらのほうも東串良のほう、だんだんと申請される保護者が増えていっているという現状もありますので、やはりこういった形で何らかの支援体制の柔軟化というか、考え方を変えてもらうときが来ると思いますので、今できなかつたとしても保護者の動向であったり、時代の流れというわけではありませんが、働き方のほうを見ながらまた再度考えていってほしいと思います。

次に、本町における令和元年中の高齢ドライバーの事故件数と交通事故実態、交通弱者に対する日常生活の支援と課題について答弁いただきたいと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

高齢ドライバーの事故件数についてのお尋ねでございますけれども、肝付警察署交通課に問合せしましたところ、令和元年度で16件、平成30年は13件でございました。ただし、ただいま申し上げました件数につきましては、高齢者ドライバーだけではなく、助手席に高齢者同乗していた件数も含まれているとのことでした。以上です。

議 長 (田之畑)

1 番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

ありがとうございます。

答弁いただいた内容を含め、私のほうで調べた内容も併せて質問を行いたいと思います。

県警察本部より配付される市町村別の交通事故実態報告では、令和元年中の高齢者人口1万人当たりの当該市町村居住高齢者の交通事故死傷者数は43市町村において、鹿児島市を抑え、本町が1位と記載されておりました。つまり人口1万人当たりの県内の高齢者の交通事故死傷者数が最も高かったということです。これは大きな問題で、本町

における交通弱者に対する支援に関して、これまでも議員の方々から様々な提案や代替案が出されてきたと思いますが、結局のところ、課題は見送られ、根本的な解決に至っていないと感じます。高齢化社会に伴う免許返納についても増加すると今後考えていき、交通弱者が今後増えると考えられる中で、課題がこのまま解決されなければ、安心して免許返納はできないと考えます。運転に不安があったとしても免許を手放すことができない実態が作り出されています。他市町村では、コミュニティバスの運行や交通弱者を救う次世代モビリティの活用など様々な方法で課題の解決に取り組んでいます。先ほど同僚議員が午前中に答弁された内容と重複する点があるとは思いますが、タクシーという公共交通手段があるということも存じておりますが、私は住まいが池之原地区なので、タクシーの手段のほう、サービスを高齢化して免許を返納したときに受けられるか不安に思います。

今回のコロナ禍で家族が町外のため、これまで家族の支援の下行っていた食料の調達や気分転換、病院受診ができなくなったと嘆く方も目にしました。充実したライフスタイルを保つためには、自己決定権を行使できる整備された交通手段の提供や代替りの支援が必要なのです。先ほどの同僚議員の答弁にもありますが、今ある支援以外の施策が町長のほうから触れられていないと思います。町長、この問題をいつまで先送りされるのでしょうか。確かに今ある交通手段を守るのも大事だとは思いますが、その交通手段を使えない、サービスをいい状態で受けることができない人たちにとってもやはり交通手段というのは、大切な生きるための糧になります。どうかその支援政策について、安心して車を手放すことができるような内容を考えていただきたいと思うのですが、何か考えがありませんでしょうか。町長の答弁をお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほどの交通弱者に対する答弁と重複する部分がございますけれども、ぜひとも交通手段がない方につきましては、タクシーを御利用いただきたいと思いますし、柏原地区の方につきましては、条件を満たす方であれば、バス廃止路線代替タクシー運行事業を御活用いただければと思います。

また買物支援につきましては、柏原地区においては、お店がないことから、地方創生事業によります整備いたしましたここにこ館を御利用いただきたいと思いますところがございます。集落支援員によります買物代行支援も業務を行っておりますので、併せて御活用いただければありがたいなと思っております。

また、さらには買物支援といたしまして、現在JAグループのほうで取り組んでいらっしゃる鹿児島肝付農協経済連Aコープが連携されまして、お買物に不便を感じていらっしゃる方々のために御近所まで出向いて買物をお手伝いする事業を展開されております。冷蔵庫を搭載した移動販売車に生鮮食品から食料品まで日用品まで毎日の生活

に必要な商品を約300から350アイテムを品ぞろえされているとのことでございます。町内では毎週月曜日に、午前中5か所で停車されているとのことでございます。今後も停車場所を募集されておりますので、集落での御希望があるようであれば、お問合せ等を頂ければAコープ鹿児島東串良店までお電話いただければ対応はしていただけたと思います。

通院される方につきましては、柏原地区の方であれば、先ほど申し上げましたバス廃止路線代替タクシー運行事業を御活用いただきたいところでございます。その他の地域の方々につきましても、個別にタクシーを御利用頂くとか、御家族の方で送迎いただくことになろうかと思えますけれども、今後柏原地区以外のタクシー利用者につきましては、乗り合い制度を活用できる仕組みを構築していきまして、タクシー利用料金の負担軽減につながる措置も講じてまいりたいところでございます。

人口減少や少子高齢化を背景といたしました流通機能や交通網の弱体化等の多様な理由によりまして、日常の買物機会が十分に提供されていない状況におかれている人々、いわゆる買物弱者や同様に通院される方の交通手段への対策は必要となっていることは全国的な課題だと承知しておりますが、このようなニーズに町だけで十分な対応をすることは極めて困難でございます。課題解決のためには、民間事業者の様々な取組も重要でありますし、町民同士の連携、家庭内での協力体制、あるいは町と民間事業者間で相互連携できることがあれば課題解決に向けて、町民、官民一丸となって取り組んでいけたらと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今御答弁いただいた内容、買物支援については、これから整備していただいたりとか、停車する場所が増えていくという答弁を頂きましたが、池之原地区に関して、また池之原ではなくても岩弘でもいいんですが、柏原地区以外の方に関してタクシー料金、乗り合いになった場合、柏原の方と同じような料金設定で乗れるのでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

柏原につきましては、以前バスが運行されておりましたので、そのバス路線が廃止となったということで、当時のバス利用料金の分を支払っていただければ、あとは町で負担をするということで、事業を実施しているところでございますので、その他につきま

しては、バス路線がなかった関係で、現時点におきましては、同額でということは考えられないところでございますけれども、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、柏原地区以外での乗り合いタクシー制度となりますと、またそれを割り勘といいますか、何人かで御利用いただければ安くなるということは確実に言えるところでございます。柏原と同じ額でというのは、現時点では考えていないところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。

私が質問したかったのは、柏原から東串良の中心街にバスが昔は通っていて、そのバスが廃止されたからサービスが適用されるというのは十分分かるんですが、今、柏原以外で交通弱者と言われている車を持たない方に関して、幾ら乗り合いでもやはりタクシーの負担金が大いと思うんですね。そのことに関してやはり東串良町の交通弱者共同という形で認識していただいて、同じような負担額でいろいろなところに移動できるような支援というのを考える必要があるのではないかなと思います。タクシーを簡単に使ってということなんですが、やはり使うということは、料金が発生して、それを簡単に払える方ならいいと思うんですけれども、やはりそのタクシー料金を払うことが苦しい方もいらっしゃると思います。それが住んでいる場所によって恩恵を受けられないとか、そういったものは今この時代というわけではないですけれども、ちょっと違うんじゃないかなと思うので、乗り合いに関して、今後検討されるということだったんですけれども、できるだけ乗り合いをされる方々の負担金が統一されたり、大きくならないような政策というか、方向性に協議してもらうことは今後可能でしょうか、お尋ねします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

交通弱者の皆様方に対しては、ただいま議員がおっしゃいましたとおり、いろいろ負担が多い方もいらっしゃるというふうには思います。ただ、この場でその方向性で行くというのは答弁は致しかねますので、今後、これは全国的に解決しないといけない内容でございますので、今後本町におきまして、まだこれは事務的な段階でございますけれども、公共交通の会議のほうも立ち上げて様々な関係の方々とも意見を出し合って、今後いろいろと研究してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。今後検討していただきたいと思います。

家族がいて、いろんなところに送ってもらえる方はよろしいのですが、今はやはり核家族とか、家族が周りにいない、送ってくれる親戚とか身内がいない方もいらっしゃいます。そしてやはり路線沿いにいないからといって、サービスが受けられないということで納得される方というのは、少しずつ納得できない方が増えてくると思うんですね。ほかの市町村においても路線バスの近くに住まれていて、サービスを受けられる方というのが当たり前にいらっしゃったかもしれませんが、今はくるりんバスとか、タクシーをみんなでモビリティで使って共通の一定額の金額でどこに行っても皆さん同じ負担額、定額料金で行けるといようなサービスが主流になってきておりますので、できるだけいろんな方に差がないような形で検討していただけたらなと思います。じゃないと、池之原とか、柏原沿いに住んでいないから受けられないんだということで、自分が好きでその地域に住んでいるのに、何だか悲しいような気持ちになるので、やはり均等にサービス、支援を行ってほしいと願います。

次に、福祉関係について質問いたします。

本町の介護支援に関して、令和2年3月に第8期の介護計画に移行していると思いますが、第7期との違いをお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

第8期の介護事業計画の策定につきましては、先日、9月4日に第1回目の高齢者問題審議委員会を開催いたしまして、策定作業に着手したところでございます。御承知のとおり、介護保険事業計画は、3年に一度計画の見直しを行うこととなっており、計画では高齢者保健福祉施策の方向性や介護保険制度の基本となる各種介護サービスの見込み量、それに伴う保険料などを定めることになるわけでございます。第8期介護保険事業計画では、第7期に引き続き、地域の実情、ニーズに合った適切な介護サービスを利用者が主体的、総合的に利用できることや介護サービスを必要とする方が住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進していきたいと考えております。

第7期との違いということではありますが、幾つか挙げるとすれば、介護サービスの基盤整備、地域医療構想との整合性、介護従事者の資質の向上、認知症施策の推進、感染症及び災害対策等になるかと思っております。いずれにしても高齢者問題審議委員会におきまして、必要な審議が始まったばかりでございます。審議の過程で町に対して適切な

会 議 の 経 過

諮問を頂き、最良の計画が策定できるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

令和元年6月議会において、吉永課長より第8期の介護計画の中で訪問看護事業について十分検討されるものと答弁されました。令和2年9月10日の国保新聞のほうに、介護予防サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの平成30年と平成29年の各年9月の利用者1人当たりの利用回数の一覧があるのですが、定期循環随時対応型訪問介護看護の利用回数は、他の介護利用回数の2倍以上を上回り利用されています。次に多いのが看護小規模多機能型居宅介護の利用です。この一覧から必要となる介護支援サービスは何かを知り得ることができ、本町におきましてもこういった統計が参考になり、介護計画と支援サービスの充実が図れると思います。そのため、ぜひこういった統計のほうを参考に今後検討を行っていただきたいと考えます。

次に、新型コロナ等の影響で実施できなかった健康寿命を延ばすための活動計画について、今後どう進めていくのかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響で本年3月からいきいき体操、ころばん体操、ひらめき体操などの活動が休止状態となっております。3月から4月にかけての感染拡大当初から感染予防対策に必要な消毒液等の不足や3密が避けられない会場など、様々な条件が重なり、今日まで事業の実施を見合わせているところでございます。

今後の活動をどう進めていくかとお尋ねですが、感染拡大が継続し、治療薬や予防ワクチンがない現状では、大人数が集まる形のいきいき体操は難しいものがあると考えております。また、それに代わる活動をどうするかということは、担当部署を置きまして検討を行っておりますが、現段階で結論を得られていないのが現状でございます。また少人数で実施されるころばん体操やひらめき体操につきましては、9月になりましてから20グループ中18グループが感染対策を講じた上で活動を再開されたとのことでございます。

いずれにしましても、今後新型コロナウイルスとの共生という新しい時代に入っていくわけですので、各体操の指導をお願いしております事業所などとも情報を共有しながら年内には方向性を決めていきたいと考えているところでございます。

会 議 の 経 過

また、特定健診や長寿健診などの各種健診も感染対策を講じながら11月から12月にかけて実施する予定で準備を行っているところであります。

このように健康寿命を延ばすことにつながる取組は大変重要であると認識しておりますので、今後も十分に検討を重ね、事業の目的が達成されるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

答弁いただいた最後の内容、事業目的が最終的に達成するように検討していきたいという言葉は聞きたかったので、質問する前に終わったような気がしますが、厚生労働省老健局老人保健課から令和2年9月発行の在宅医療介護連携推進事業の手引きバージョン3が発行され、第8期介護計画では、第7期の初の事業項目を踏まえた上でPDCAに沿った取組ができるよう事業をマネジメントする視点が盛り込まれて改訂されております。介護サービスにかかる予算が大きくなる中、コロナ関連による計画の変更が生じた際でも事業をマネジメントする必要性があり、介護度を進行させない予防事業を促すことで財政を圧迫する介護関連予算も少しでも軽減し、また健康寿命の延長を促す事業となると思います。今回第8期PDCAサイクルに沿って、この健康寿命を延ばす活動の目的をどのような内容で達成できるか評価、そして実行を行いながら本町に合った計画を実施していただきたいと思います。

次に、当初計画していた予算について、予算の用途の変更はないかお尋ねします。例えば本年度執行予定で執行されなかった予算の組替えを高齢者が利用する公民館の環境改善の整備に充てられないかなどを尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員お尋ねのとおり、新型コロナの影響で様々な事業や行事が中止、または延期になっていることは御承知のとおりでございます。また、今後も感染状況によりまして、予算の執行が左右されることも十分考えられるところでございます。福祉関係では、高齢者福祉大会の廃止によりまして、報償費や需用費などが約40万円不要になったところでございます。今回、少しでも福祉大会の趣旨に沿った形でできることはないか検討しましたところ、以前から要望もございました金婚式の単独開催ということになったところでございます。これにかかる予算は一般会計第7号補正予算として皆様に御審議をお願いしたところでございます。そのほか、一般介護予防事業といたしまして、実施して

おりますいきいき体操などの高齢者の体操教室は、介護保険事業特別会計の予算でございますので、用途の変更が容易でないことは御理解いただけるものと考えているところでございます。

また、一般論といたしまして、当初予算の編成に当たりましては、その年度において実施したい目的をもって編成するわけでありますので、現時点では、コロナ禍にあっても何とか当初の目的が達成できるよう取り組んでいるところでもございます。予算措置が必要なところにつきましては、これまで6回にわたり補正予算を編成し、議会の皆様方の議決をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルスの感染状況を注視し、今後の予算の執行や補正予算、新年度の予算編成に当たっていききたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

近年の気候変動により、事業を開催する施設内が高温となり、空調設備が整っていない場所もあります。健康の増進につなげるはずの活動施設で活動を行い、体調を崩してしまうこともあると、これは健康寿命を延ばすという目的から外れ、本末転倒なことになってしまいます。しかし、予算をこちらのほうに組み替えるということも難しいということをお聞きしました。今後補正予算などそういったものは使わないで済むように対策として環境の整った施設の提供を検討していただきたいと考えます。これから寒さが来るので、暑さに対しては、特に配慮しなくてもいいかもしれませんが、やはりこれからのことを考えた場合、各活動の場所でこのまま健康活動の運動をするというのは、どこかで無理が生じると思います。そのため、ぜひどこか環境の整った施設の提供を健康寿命を延ばすために活動され、頑張っている方々に提供していただけたらと思います。

また、今回中止になった福祉大会に代わるコミュニティ活動として金婚式を予定しているとおっしゃっておりました。この福祉大会の中止に対して、多くの方が残念なことだ、どうにか開いてほしいということを書いていらっしゃるという声を耳にします。もし可能であれば、金婚式以外の福祉活動、福祉大会に代わるコミュニティ活動を検討していただきたいと思います。福祉大会開催の本来の意味というのをもう一度考え、こちら東串良町が今一番長く福祉大会を開催されているというお話も先日耳にしました。そのためすばらしい活動なので、ぜひ感染対策を十分に考えた何らかの代替施策、活動、イベント開催を考えていただけたらと思います。

次に、前回の同僚議員が発言した夜間尿取りパットについてどうなったか、今後町民からの意見収集をどう考えているのか、尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

6月議会におきまして、上園議員から質問を頂き、担当課に対しまして、直ちに検討を指示したところでございます。今年度の受注業者も事業変更の趣旨を快諾していただきまして、9月の給付分から夜間用尿取りパットも選べるようになったところでございます。現在、83名の方がおむつを受給されているわけですが、このうちの9名の方が夜間用尿取りパットの変更を希望されたとのことでございます。

今後町民からの意見集約をどう考えているかということではありますが、現在担当課におきまして、9月のおむつ給付が終わった時点で受給者や御家族におむつのカタログを送付し、御意見を集約する準備を進めているところでございます。予算の関係もありますので、全ての希望にお応えすることは難しいかもしれませんが、頂いた御意見をしっかりと検討していきたいと考えているところでございます。

また、おむつ給付の申請時に調査に行かれる民生委員の方々にも理解を深めていただくようカタログをお配りし、周知を図っていききたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

答弁を頂き、意見を集約するような活動を考えているということで安心しました。今回、この尿取りパットの申請を行ったのは、前回の一般質問で出される以前から他議員も執行部に対して要望を行ったり、本人からのお願いがなされていたということを知ります。今回、検討されるという答弁を頂きましたが、介護における必要な支援はどんどん変わっていきます。この件について要望された方のニーズが今の検討で間に合うのかということ考えた際に、私は遅いと思ったのです。私は、以前大切な人を支える中で必要な支援に変更できたときに、その大切な人は亡くなりました。要望していた支援が間に合わなかった経験があるのです。全く新しい事業計画を立ち上げるのであれば、時間も少しかかっても仕方ありませんが、おむつの支援が現サービスにある中でタイプの変更や追加をお願いするのに、このように議員経由で行わないといけない案件であるというのはどうなのかという疑問を持ったからです。支援を一番必要としているのは、現場で介護する介護者とサービスを使用する当事者です。必要なサービスが必要な時期にきちんと使用できるシステム、また柔軟性と即対応できる体制を持たないといけないと思うのですが、今回の答弁でその意見を集約するという方向で動かれるということを知り、本当に安心しました。

次に、最後の質問になります。

こちらもしきに質問された同僚議員と重複する内容がありますが、簡潔に質問したいと思います。

会 議 の 経 過

7月の大雨災害で漁場に雑木等が流れ込んだ際の漁業の損害とその支援を本町ではどのように行っているか尋ねます。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、今年7月の豪雨災害で大崎町田原川付近に大量の流木が漂着した際は、海岸漂着物は大崎町におかれましても、本町と同じく県の事業を活用され、流木処理をしていただいております。また、海域の流木については、漁業者の漁の妨げになることから東串良漁業組合員14隻にて漁場回復のため、自主的に流木処理を実施していただいたところでございます。その流木処理にかかった人件費等の費用につきましては、現在、鹿児島県商工労働水産部水産振興課の指導を頂きながら、国の支援事業を活用させていただく方向で調整を行っているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）
1番 小川香織議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。

令和2年9月発行の普及だよりによると肝属地域における新規就農者数は、毎年30名前後で移行し、県全体の15%を占めているようです。本町におきまして、就農支援は力を入れて取り組まれている誇るべき産業といえます。しかし、本町には漁業というすばらしい事業もあります。しかし、担い手は昔と比べ大きく減少していると聞き、自然相手であるため、日々の収入の変動も大きく収入が不安定であれば事業の存続や新規参入、あっせんは困難であると考えます。そのため、漁業の発展、継続に関してまちの支援が必要になると思いますが、本町の漁業に対する今後の支援については、町長はどのようにお考えであるか、答弁をお願いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今年はコロナ禍の中、相次ぐ台風接近の影響もあり、8月下旬から漁もできていない状況が続き、経営水準は低迷状態でございます。現在持続化給付金など国の支援で何とか耐えしのいでいただいている状況だと伺っております。

漁協に対する支援につきましては、例年マダイ・ヒラメの放流事業や東串良漁業協同

会 議 の 経 過

組合の船主会、女性部、青壮年部等へ育成団体の補助金交付を行っております。ハード面では、平成29年度に種子島周辺漁業対策事業を活用いたしまして、製品の保存と計画的な出荷ができるよう、急速冷凍を行うことができる水産加工施設整備に対する支援をさせていただいております。今後の新規の支援でございますが、東串良漁協より本町並びに大崎町とともに施設整備の要望を頂いているところでございますが、平成2年度において、漁船保全修理施設ということで、上架施設を整備いたしました。設置後30年経過しており、レール等の塩害による腐食が激しく敷地の地盤陥没が随所に見られ、近年船台の脱線事故も頻発し、大型クレーンによる復旧作業などかかる費用は組合としても大きな負担となっている状況だと伺っております。漁業者の生産活動に関する環境条件を改善し、漁協の近代化を促進するためにも重要な施設だと考えているところでございます。現在、令和3年度種子島周辺漁業対策事業について関係機関と協議を行っておりますけれども、採択された場合、本町におきましても事業費負担を計画させていただきたいと考えております。今後漁業のさらなる発展のため、問題、課題に対しましては、共に共有させていただき、各関係機関とも連携を図りながら一体となって取り組んでまいります。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

最後に放置船に対する対応についてお尋ねします。

本町の河川に長期間放置されているように感じる放置船が幾つもありますが、河川の増水や台風などの災害時に橋に引っかかったりして災害に被害を増大させる可能性があります。本町としてどのように協議、検討がなされているか、お答えください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

放置船舶につきましては、国、県、町、それぞれの管轄地に放置されており、各関係機関で連携を図り対応する必要がございましたので、平成30年度に2回、平成31年度に1回、対応の打合せ会を実施しております。放置船舶は当初、国有地に9隻、県有地に85隻、県町有地に10隻、町有地に5隻、計109隻が放置されている状況でございました。所有者が特定できている船舶は、それぞれの管理機関で撤去勧告を行い、修理または廃船を業者が依頼を受けている船舶は、関係機関による合同訪問調査を実施した結果、令和2年2月13日現在の状況では、国有地8隻、県有地36隻、県町有地8隻、町有地5隻、計57隻で約半数まで減少しております。町の取組といたしまして

会 議 の 経 過

は、船番による所有者確認、新たに放置された船舶等の監視を実施しており、今後関係機関とも連携を図りながら放置船舶の解消に努めてまいり所存でございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

109隻もあった廃船、放置船が半数に減ったということは、とても驚きました。まだまだ課題も多いとは思いますが、今後も漁業を支援、応援していただけるようお願いします。

また、町内外に様々な東串良のすばらしい事業や魅力を発信していただけるよう、このコロナ禍ではありますが、いろいろなツールを使って、ぜひ町長のほう、また執行部のほうにも頑張ってくださいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後1時56分



再 開 午後2時03分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第2 議案第54号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第7号）

議 長（田之畑）

日程第2 議案第54号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第54号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第7号）を採決します。  
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第55号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第3 議案第55号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第55号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第56号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第4 議案第56号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第56号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第57号 令和2年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第57号 令和2年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第57号 令和2年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

会 議 の 経 過

◆ 日程第6 議案第58号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第58号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第58号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第7 議案第59号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第7 議案第59号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

## 会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第59号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月28日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午後2時09分

令和2年第3回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和2年9月28日 午前10時00分
閉 会 令和2年9月28日 午前10時43分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

3番 瀬戸山 譲一 4番 牧原 完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	宮地 利行
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	吉留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	吉永 広史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 浜屋 啓子

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第 5号 永峯地区農道の道路整備について（委員長報告）
- 日程第 3 陳情第 6号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情（委員長報告）
- 日程第 4 発委第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第 5 発委第 3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書
- 日程第 6 議案第51号 東串良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第52号 東串良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第53号 東串良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第60号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 10 議案第61号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 11 認定第 1号 令和元年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 12 認定第 2号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 13 認定第 3号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 14 認定第 4号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 15 認定第 5号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 16 認定第 6号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 17 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第 5号 永峯地区農道の道路整備について（委員長報告）
- 日程第 3 陳情第 6号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情（委員長報告）
- 日程第 4 発委第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第 5 発委第 3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書
- 日程第 6 議案第51号 東串良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第52号 東串良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第53号 東串良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第60号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 10 議案第61号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 11 認定第 1号 令和元年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 12 認定第 2号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 13 認定第 3号 令和元年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 14 認定第 4号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 15 認定第 5号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 16 認定第 6号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 17 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第2 陳情第5号 永峯地区農道の道路整備について

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第5号 永峯地区農道の道路整備についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員会委員長 児玉勇治議員。

2番 児玉勇治議員。

会 議 の 経 過

2 番 (児 玉)

ただいま議題となりました陳情第5号 永峯地区農道の道路整備について、委員会の審査結果を報告します。

本件の審査は9月24日に委員会を開き、陳情者及び建設課長の立会いの下、現地にて陳情箇所の現状等について説明を受け、調査しました。

陳情箇所は、延長140メートルの農道で、舗装がされていないため路面が凸凹し、雨天時は水はけが悪く水たまりができていました。

農道に隣接する田畑には、施設園芸用のビニールハウスが数件建てられており、日常の農作物の管理や出荷においても通行の不便さを確認しました。

以上を踏まえ審査した結果、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから陳情第5号 永峯地区農道の道路整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◆ 日程第3 陳情第6号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情

議 長（田之畑）

日程第3 陳情第6号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員会委員長 児玉勇治議員。

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

ただいま議題となりました陳情第6号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について、委員会での審査結果を報告します。

本件については、9月24日に開会した教育産業常任委員会で、陳情の内容等について審査したところです。

この陳情は、少人数学級の実現のために、教職員の増と教室の確保を国の責任において進めるようにとった内容の意見書を国の関係機関へ提出してほしいとの内容であります。

審査の結果、コロナ禍における教育環境の改善を推進し、子供たち一人一人に行き届いた教育を保障するためには、20人学級を展望した少人数学級の実現が必要であり、国の責任で行うことを求める本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところです。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから陳情第6号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

議 長 (田之畑)

日程第4 発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

新型コロナウイルスに係る調査特別委員会委員長 上園ミキ議員。

8番 上園ミキ議員。

8 番 (上 園)

ただいま議題となりました発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、提案理由を説明します。

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的・経済的影響は甚大なものがあり、住民の日常生活の苦難と不安が続いている中で、今後の地方財政は地方税・地方交付税の大幅な減少等によりかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このため、行政サービスを安定的かつ持続的に提供していく上で、国に対して地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く求めるものであります。

よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
お諮りします。  
ただいま議決されました発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第5 発委第3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書

議 長（田之畑）

日程第5 発委第3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進

会 議 の 経 過

進を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員会委員長 児玉勇治議員。

2番 児玉勇治議員。

2 番 (児 玉)

ただいま議題となりました発委第3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書について、提案理由を説明します。

コロナ禍における教育環境の改善を推進し、子供たちの命と健康を守りながら一人一人に行き届いた教育を保障するためには、20人学級を展望した少人数学級の実現が必要であり、国策として国の責任で行うことが重要であります。

この少人数学級の実現のために、教職員の増と教室の確保を国の責任において進めるように、国の関係機関に対し意見書を提出しようとするものであります。

よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから発委第3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

会 議 の 経 過

お諮りします。

ただいま議決されました発委第3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定しました。

~~~~~

- ◆ 日程第6 議案第51号 東串良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第51号 東串良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

確認を取っておきたいと思います。担当課長に伺います。

議案第52号もそうですけれども、この議案第51号、本町における該当する施設の有無についてですが、これは全協の中ではないということでしたので、そのことだけを確認したいと思います。該当する施設は本町にはなしという理解でよろしいですね。

議 長 (田之畑)

福祉課長。

福祉課長 (吉 永)

お答えします。

今、議員がおっしゃったとおりでございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第51号 東串良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第7 議案第52号 東串良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第7 議案第52号 東串良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第52号 東串良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 議案第53号 東串良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第8 議案第53号 東串良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから議案第53号 東串良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第9 議案第60号 損害賠償の額を定めることについて

議 長 (田之畑)

日程第9 議案第60号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第60号 損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

町が所有する公用車を会計年度任用職員が運転中の交通事故による人身事故への損害を賠償するため地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから議案第60号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第10 議案第61号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第8号)

議 長 (田之畑)

日程第10 議案第61号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第61号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第8号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,700万円を追加し、歳入歳出それぞれ74億700万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。また、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第61号 令和2年度東串良町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第11 認定第1号 令和元年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第12 認定第2号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第13 認定第3号 令和元年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第14 認定第4号 令和元年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第15 認定第5号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第16 認定第6号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長 (田之畑)

日程第11 認定第1号 令和元年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第16 認定第6号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

各件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 牧原完治議員。

4番 牧原完治君。

4 番 (牧 原)

ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号について、委員会での審査結果を報告します。

別紙を御覧ください。読み上げて報告に代えます。

## 会 議 の 経 過

### 決算審査特別委員会報告書

9月10日に開会した令和2年第3回東串良町議会定例会（9月議会）の本会議において、委員8名で構成する決算審査特別委員会が設置され、令和元年度一般会計及び5特別会計の決算審査が付託されました。

決算審査については、本委員会の審査結果が執行部において次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、9月議会の会期中に実施しました。

以下、審査の経過並びに結果について報告します。

本委員会は、令和2年9月16日・17日・18日の3日間において各課の書類審査を行い、また、9月23日に令和元年度事業の成果等を把握するため、次の6か所の現地調査を実施しました。

- ・東串良町有機堆肥センター施設等整備事業（農林水産課関係）
- ・柏原海岸トイレ補修工事（企画課関係）
- ・円山公園芝張り工事（企画課関係）
- ・コミュニティ広場トイレ新築工事（企画課関係）
- ・コミュニティ広場ウォーキングコース設置工事（企画課関係）
- ・コミュニティ広場スリーオンスリーバスケットコート設置工事（企画課関係）

審査の進め方は、主要な施策の成果説明書により担当課長から説明を受け、併せて補助団体について説明を求めました。その後、質疑応答という方法で行いました。

審査に当たっては、次の点に主眼を置き審査しました。

- 一． 予算執行は計画的かつ効率的に行われたか。
- 一． 予算計画に対する実績は妥当であり、かつ行政効果や経済効果はあったか。
- 一． 町民にとって事業効果があったか、などです。

審査の結果、9月25日に開催した委員会において令和元年度東串良町一般会計及び5特別会計の決算を全会一致で認定すべきものと決したところです。

なお、決算の内容について審査し、業務の執行の適正を確保することは、住民の代表であり、議決機関である町議会に与えられた権限です。執行部において次年度の予算編成の過程においては、決算の状況などを勘案した議会からの積極的な意見等を反映できるよう、次のとおり今回の審査における事業の評価や政策的提案を行い、本委員会の報告とします。

#### 1. 特に評価する意見のあった施策

・ 議会は、議会基本条例にのっとり町民との意見交換会を実施し、住民の意見を広く聞く機会を設けている。意見交換会では、防災をテーマに取上げ、防災・減災特別委員会が行政視察等で調査し情報収集した内容も活用され、また、住民からの意見に対する調査も行い、防災に関する情報発信も積極的に行っている。

・ 海岸漂着物等地域対策推進事業及びビーチクリーナーの活用により、柏原海岸のごみ撤去に努めている。今後も継続的な事業推進を望む。

・ ふるさと納税は、自主財源の確保に大きく寄与している。

・ 柏原地区における初の定住化促進事業の実施及び東串良町移住者促進事業補助金の活用による政策は、人口増加につながっている。

## 会 議 の 経 過

・円山公園内の芝張り、コミュニティ広場内のウォーキングコース及びスリーオンスリーバスケットコートを設置並びにルピナスロードの改修により、町民の憩いの場が整備され健康増進対策としても寄与している。

・東串良町鳥獣被害対策協議会の活動により、有害鳥獣の捕獲実績が上がっている。

・東串良町有機堆肥センターは、老朽化した施設の改修工事を行ったことにより、堆肥生産の性能が向上し、より多くの農家へ供給できるようになっている。

・小学校にクーラーが設置され、快適な教育環境の整備ができています。

・学校においては、PDCAサイクルに基づき実態把握と課題の明確化を図り、学校運営の推進がなされている。

・充実した保健事業により、生活習慣病予防及び疾病の早期発見に取り組んでいる。

・保育園の副食費の補助により、子育て世代の負担軽減が図られている。

・障がい児に対してサービス利用料の助成など、支援事業が充実している。

・季節性インフルエンザ任意接種費用助成事業では、特に13歳未満の子供を対象に2回目の予防接種も対象としていることから、保護者の負担軽減が図られるとともに罹患予防に役立っている。

・集落などを単位としたいきいき体操やころばん体操等の普及で、高齢者の元気度アップ事業が推進されている。

・柏原海岸のトイレやコミュニティ広場のトイレ等、町内の公共施設のトイレは、徐々に洋式化されている。

### 2. 特に指摘の政策的提案について

・町民と議会との意見交換会は、町民への周知方法とテーマの選定方法に工夫が必要である。

・資金運用は、財政状況及び社会情勢等を見ながら確実な運用を望む。

・滞納繰越となっている過年度分の国民健康保険税の徴収率が悪い。悪質な滞納者には保険証を渡さないなどの対策が必要である。

・徴収の専門員を配置し、徴収の強化を図るためにも滞納処分を積極的に進め、税の公平性に努めるべきである。

・高齢者や交通弱者の交通手段については、環境に配慮した町営バスや交通チケット等を検討すべきである。

・地方創生推進事業により2件の古民家を活用し改修したシェアハウスが整備されているが、まだまだ活用が少ない。その整備の目的を十分に踏まえ、関係機関等との連携を図り事業効果が発揮できるように対策を講じるべきである。

・柏原地区における人口減少は喫緊の課題である。町当局と議会、町民の知恵と工夫を総結集してこの課題に取り組むべきである。

・町花ルーピンの管理等については、引き続き万全の対策を望む。

・中央地区水道の有収水率が依然として低い。今後も継続して徹底した漏水調査等を実施していくべきである。

・建設課職員は現場での工事関係者への指導など、相応の専門的知識を必要とする。職員配置については技術職員の採用を進めるべきである。

## 会 議 の 経 過

- ・令和2年7月から農業委員及び農業推進委員も人員増となった。今後は、水土里サークル事業との連携を図りながら、耕作放棄地の解消に継続的に努めるべきである。
  - ・堆肥センターの機器については、家畜糞尿を取り扱うため腐食が進みやすい。また、異物混入により損傷を受けやすいので定期的な点検・整備を求める。
  - ・姉妹都市の協定を結び、人と物の交流が図られる政策を進めるべきである。
  - ・児童・生徒の学力・体力向上については、継続的かつ即効性のある対策が望まれる。
  - ・65歳以下の死亡率が高い。健康管理と疾病の早期発見のため、今後もさらなる健診への啓発や保健指導が望まれる。
  - ・補助団体において、決算繰越額が多額となっている団体を散見した。補助金交付の趣旨を十分に周知するとともに、活動目的を達成できない場合、補助金は減額するか交付しないとすべきである。
  - ・総合センターや高齢者福祉センターなど公共施設の老朽化が激しく、今後においてこうした施設の修繕費など多大な財政支出が懸念される。真に必要な施設を再検討し、また災害時の避難所としての機能も併せ持つ複合施設の整備に向けて早急な検討を進めるべきである。
  - ・本町の安定した行財政運営のためには、今後とも地方交付税や国有資産等所在市町村交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度維持を引き続き政府に強く求めていく必要がある。かつ、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、一般財源化への取組として全国石油備蓄協議会等での積極的な要望活動を求める。
- また、町税等の収入未済額の解消など自主財源の確保に万全を期すことを求める。
- 以上です。よろしく御審議願います。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから各件ごとに討論、採決を行います。  
まず、認定第1号 令和元年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから、認定第1号 令和元年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第2号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和元年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第3号 令和元年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会

## 会 議 の 経 過

計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第4号 令和元年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第5号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

## 会 議 の 経 過

この採決は起立によって行います。  
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第6号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長 (田之畑)

日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長 (田之畑)

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75号の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時43分